

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」中間答申(案)概要

1. 郵政事業のユニバーサルサービス確保方策

- 将来にわたってユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策の検討に当たり、現行のユニバーサルサービスの範囲・水準の提供に係るコストを客観的・定量的に算定することとし、コスト算定モデルを構築するための算定手法等(集配エリア単位(約1,000エリア)で収支を計算し、ユニバーサルサービスコストを算定する等)を整理。

2. 郵便・信書便市場の活性化方策

① 一般信書便事業の参入要件の明確化

- 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。

➤ 中長期的な課題

中長期的には、ICTの普及や人口減少社会の到来等により、信書の送達に対する国民のニーズも変化していくことが予想される。その場合には、国民のニーズに沿った郵便のユニバーサルサービスの在り方が検討課題となり、それを踏まえて、一般信書便事業の在り方を検討していくことも考えられる。

② 特定信書便事業の業務範囲の在り方

- 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。

③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策

- 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。

補論 郵便法・信書便法の規制対象の在り方等

- どのような文書が信書に該当するかが一般には分かりにくい場合があることを背景に、郵便法第4条の規制条件を「信書」から「外形基準」に改め、同時に違反した場合の送り主に対する罰則を廃止すべきとの事業者からの提案があったが、これについては、誰もが安心してサービスを利用できるよう、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進することで対応していくことが適当。